
レンタル除雪機貸渡約款

株式会社レイクウッド

改定履歴

初版 2013年12月18日 発行

目次

第1章 総則	5
第1条 (約款の適用)	5
第2章 予約	5
第2条 (予約の申込)	5
第3条 (予約の変更)	5
第4条 (予約の取消等)	5
第5条 (代替レンタル除雪機)	6
第6条 (予約業務の代行)	6
第3章 貸渡	7
第7条 (貸渡契約の締結)	7
第8条 (貸渡拒絶)	7
第9条 (貸渡契約の成立等)	9
第10条 (貸渡料金)	9
第11条 (借受条件の変更)	10
第12条 (点検整備等)	10
第13条 (貸渡証の交付・携行等)	10
第4章 使用	10
第14条 (借受人の管理責任)	10
第15条 (日常点検整備)	10
第16条 (禁止行為)	11
第5章 返還	11
第17条 (借受人の返還責任)	11
第18条 (レンタル除雪機の確認等)	11
第19条 (レンタル除雪機の返還時期等)	11
第20条 (レンタル除雪機の返還場所等)	12
第21条 (レンタル除雪機が返還されなかった場合の措置)	12
第22条 (貸渡情報の登録と利用の合意)	12
第6章 故障・事故・盗難時の措置	13
第23条 (レンタル除雪機の故障)	13
第24条 (事故)	13
第25条 (盗難)	13
第26条 (利用不能による貸渡契約の終了)	14
第7章 賠償及び補償	14
第27条 (借受人による賠償及び営業補償)	14
第28条 (貸渡契約の解除)	15

第8章 解除	15
第29条（貸渡契約の解除）	15
第9章 個人情報	15
第30条（個人情報の利用目的）	15
第31条（個人情報に登録及び利用の同意）	16
第10章 雑則	16
第32条（相殺）	16
第33条（消費税）	16
第34条（遅延損害金）	16
第35条（準拠法等）	16
第36条（約款及び細則）	16
第37条（管轄裁判所）	17

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. レンタル除雪機を借受ける店舗を運営する株式会社レイクウッド（以下「当社」という）は、この約款（以下「約款」という）及び細則の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタル除雪機」という）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、約款及び細則に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、約款及び細則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款及び細則に優先するものとします。

第2章 予約

第2条（予約の申込）

1. 借受人は、レンタル除雪機を借受けるにあたって、当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、予め借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、利用者、付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込を行うことができます。
2. 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタル除雪機の範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとします。

第3条（予約の変更）

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取消等）

1. 借受人及び当社は、第2条第1項の借受開始日時までにレンタル除雪機の貸渡契約を締結するものとします。
2. 借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消することができます。なお、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタル除雪機貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。

3. 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
4. 当社の都合により予約が取消されたときは、当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還します。
5. 前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
6. 借受人及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第5条（代替レンタル除雪機）

1. 当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、オプション用品の仕様等の条件（以下「条件」という）に該当するレンタル除雪機の貸渡ができないときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。
2. 当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタル除雪機を貸渡することが可能なときは、前条第4項及び第5項にかかわらず、借受人に予約と異なる条件のレンタル除雪機（以下「代替レンタル除雪機」という）の貸渡を申し込むことができるものとします。
3. 借受人が前項の申込を承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタル除雪機を貸渡すものとします。この場合、借受人は、代替レンタル除雪機の貸渡料金と予約のあった条件のレンタル除雪機の貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
4. 借受人が第2項の申込を拒絶した場合は、予約は取消されるものとし、予約申込金等の扱いについては、前条第5項を適用するものとします。

第6条（予約業務の代行）

1. 借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う旅行代理店・提携会社等（以下「代行業者」という）において予約の申込をすることができます。
2. 前項の申込を行ったときは、借受人は予約の変更又は取消をその申込を行った代行業者に対してするものとします。

第3章 貸渡

第7条（貸渡契約の締結）

1. 借受人は借受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。
2. 利用者は、貸渡契約の締結にあたり、約款及び細則で利用者の義務と定められた事項を遵守するものとします。
3. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。
4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は利用者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。
5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード・現金等の支払方法を指定することがあります。
6. 当社は、借受人又は利用者が前5項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。なお、この場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第5項を適用するものとします。

第8条（貸渡拒絶）

1. 当社は、借受人又は利用者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。
 - ① 身分を証明できる物（運転免許証等）の写しの提出に同意しないとき。
 - ② 酒気を帯びていると認められるとき。
 - ③ 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
 - ④ 当社及び当社グループ店で過去の貸渡しにおいて、貸渡約款違反の事実があったとき。
 - ⑤ 約款及び細則に違反する行為があったとき。
 - ⑥ その他、当社が不適當と認めたとき。
2. 反社会的勢力の排除
借受人又は利用者が以下に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）である事が判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除する事ができるものとする。
 - ① 暴力団

- ② 暴力団員
 - ③ 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員
 - ⑤ 暴力団関係企業
 - ⑥ 総会屋等
 - ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑧ 特殊知能暴力集団
 - ⑨ その他前各号に準ずる者
3. 借受人又は利用者が反社会的勢力と以下の各号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。
- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められたとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められたとき
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
4. 借受人又は利用者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一つにでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号準ずる行為
5. 借受人又は利用者の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第 3 項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは第 4 項各号に該当しないことを確約するものとする。
- ① 借受人又は利用者は、その下請け又は再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならないものとする。

- ② 借受人又は利用者が、前各号の規定に反した場合には、本契約を解除することができるものとする。
- 6. 借受人又は利用者の下請若しくは再委託業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、又は下請け、若しくは、再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入に事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報及び当社の報告に必要な協力を行うものとする。また、借受人又は利用者が前号の規定に、違反した場合、当社は何らの催告を要さずに、本契約を解除することができるものとする。
- 7. 当社が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、借受人又は利用者に損害が生じても当社は何らこれを賠償ないし賠償することは要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、借受人又は利用者はその損害を賠償するものとする。
- 8. 前項にかかわらず、次の各号の場合にも、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。
 - ① 貸渡しできるレンタル除雪機がないとき。
 - ② 借受人又は利用者が 18 歳未満の場合。
- 9. 前 6. 8 項に基づき当社が貸渡契約の締結を拒絶した場合の予約申込金等の扱いについては、第 4 条第 3 項乃至第 6 項を適用するものとします。

第 9 条（貸渡契約の成立等）

- 1. 貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名をし、当社が借受人にレンタル除雪機（付属品を含む。以下同じ）を引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
- 2. 前項の引渡は、第 2 条の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

第 10 条（貸渡料金）

- 1. 貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。
- 2. 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。
 - ① 基本料金
 - ② 免責補償料
 - ③ オプション料金
 - ④ 燃料代
 - ⑤ 配車引取料

⑥ その他の料金

3. 当社が、貸渡料金を、第2条による予約を完了した後に改定したときは、借受人は予約完了時に適用した料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

第11条（借受条件の変更）

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、第7条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第12条（点検整備等）

1. 当社は、必要な整備を実施したレンタル除雪機を貸渡すものとします。
2. 借受人又は利用者は、レンタル除雪機の貸渡にあたり、別に定める点検表に基づく機器外観及び付属品の検査を行い、レンタル除雪機に整備不良がないこと等を確認するとともに、レンタル除雪機が借受条件を満たしていることを確認するものとします。

第13条（貸渡証の交付・携行等）

1. 当社は、レンタル除雪機を引渡したときは、貸渡証を借受人に交付するものとします。
2. 借受人又は利用者は、レンタル除雪機の使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。
3. 借受人又は利用者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第4章 使用

第14条（借受人の管理責任）

借受人又は利用者は、レンタル除雪機の引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもってレンタル除雪機を使用し、保管するものとします。

第15条（日常点検整備）

借受人又は利用者は、使用中、借受けたレンタル除雪機について、毎日使用する前に点検整備を実施しなければならないものとします。

第16条（禁止行為）

借受人又は利用者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- ① レンタル除雪機を所定の使用目的以外に使用し又は第7条の利用者以外の者に運転させること。
- ② レンタル除雪機を転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為をすること。
- ③ レンタル除雪機を改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- ④ 当社の承諾を受けることなく、レンタル除雪機を各種テスト又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- ⑤ 法令又は公序良俗に違反してレンタル除雪機を使用すること。
- ⑥ 当社の承諾を受けることなくレンタル除雪機について損害保険に加入すること。
- ⑦ レンタル除雪機を日本国外に持ち出すこと。
- ⑧ その他第7条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

第5章 返還

第17条（借受人の返還責任）

1. 借受人は、レンタル除雪機を借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2. 借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタル除雪機を返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第18条（レンタル除雪機の確認等）

1. 借受人は、当社立会いのもとに、レンタル除雪機を通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとします。
2. 借受人は、レンタル除雪機の返還にあたって、レンタル除雪機内に借受人、利用者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタル除雪機の返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。

第19条（レンタル除雪機の返還時期等）

1. 借受人は、第 11 条により借受期間を延長したときは、借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
2. 借受人は、第 11 条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

第 20 条（レンタル除雪機の返還場所等）

1. 借受人は、第 11 条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（以下「回送費用」という）を負担するものとします。
2. 借受人は、第 11 条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタル除雪機を返還したときは、回送費用の倍額の違約料を支払うものとします。

第 21 条（レンタル除雪機が返還されなかった場合の措置）

1. 当社は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、レンタル除雪機の所在を確認するのに必要な措置を実施するものとします。
 - ① 借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。
 - ② 借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。
2. 前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及びレンタル除雪機の回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

第 22 条（貸渡情報の登録と利用の合意）

1. 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人及び利用者の氏名・生年月日・運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報（以下「貸渡情報」という）が当社の運営するレンタル除雪機貸出システムに登録されることに同意するものとします。
 - ① 前条第 1 項各号に該当したとき。
2. 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び利用者は、次に掲げる事項に同意するものとします。
 - ① 当社に登録された貸渡情報が加盟店に利用されること。

第6章 故障・事故・盗難時の措置

第23条（レンタル除雪機の故障）

借受人又は利用者は、使用中にレンタル除雪機の異常又は故障を発見したときは、直ちに使用を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第24条（事故）

1. 借受人又は利用者は、使用中にレンタル除雪機にかかる事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - ① 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - ② 前号の指示に基づきレンタル除雪機の修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - ③ 事故に関し当社及び保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
 - ④ 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
2. 借受人又は利用者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。
3. 当社は、借受人又は利用者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
4. レンタル除雪機を使用中に事故を起こし、また機器に損害を与え除雪機能が満たせない損傷の場合、休止日数に関わらず営業補償の一部として一律3万円を申し受けます。

営業補償は、事故が起こった場合の修理代金とは異なります。
5. 車両を傷つけた場合は別途修理代金をいただきます。

第25条（盗難）

借受人又は利用者は、使用中にレンタル除雪機の盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- ① 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- ② 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- ③ 盗難・被害に関し当社の調査に協力し、当社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第26条（利用不能による貸渡契約の終了）

1. 借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタル除雪機が使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとし、ます。
2. 借受人又は利用者は、前項の場合、レンタル除雪機の引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとし、ます。但し、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとし、ます。
3. 故障等が貸渡前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタル除雪機の提供を受けることができるものとし、ます。なお、代替レンタル除雪機の提供条件については、第5条第3項を準用するものとし、ます。
4. 借受人が前項の代替レンタル除雪機の提供を受けないときは、当社は受領済みの貸渡料金を全額返還するものとし、ます。なお、当社が代替レンタル除雪機を提供できないときも同様とし、ます。
5. 故障等が借受人、利用者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとし、ます。
6. 借受人及び利用者は、本条に定める措置を除き、レンタル除雪機を使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとし、ます。

第7章 賠償及び補償

第27条（借受人による賠償及び営業補償）

1. 借受人又は利用者は、借受人又は利用者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、ます。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、ます。
2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は利用者の責に帰すべき事由による故障、レンタル除雪機の汚損等により当社がそのレンタル除雪機を利用できないことによる損害については当社が定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとし、ます。

第28条（貸渡契約の解除）

1. 当社は、借受人又は利用者が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタル除雪機の返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。
-

第8章 解除

第29条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人又は利用者が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタル除雪機の返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第9章 個人情報

第30条（個人情報の利用目的）

1. 借受人（貸渡契約の申込をしようとする者を含む）及び利用者（以下各々「借受人」、「利用者」という）は、当社が下記の目的で借受人及び利用者の個人情報を利用することに同意するものとします。
 - ① 借受人又は利用者の本人確認及び審査を行うこと。
 - ② 自動二輪車、保険、その他当社において取扱う商品・サービス等又は各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により、借受人又は利用者にご案内すること。
 - ③ 商品開発等又はお客様満足度向上策等検討のため、借受人又は利用者アンケート調査を実施すること。

- ④ 個人情報を経済的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 2. 前項に定めていない目的以外に借受人の個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第 31 条（個人情報に登録及び利用の同意）

借受人又は利用者は次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は利用者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、7年を超えない期間登録されることに同意するものとします。

- ① 第 22 条及び第 64 条に規定する不返還があったと認められる場合

第 10 章 雑則

第 32 条（相殺）

当社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第 33 条（消費税）

借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

第 34 条（遅延損害金）

借受人又は利用者及び当社は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 35 条（準拠法等）

- 1. 準拠法は、日本法とします。
- 2. 邦文約款と英文約款に齟齬があるときは、邦文約款によるものとします。

第 36 条（約款及び細則）

- 1. 当社は、予告なく約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。
- 2. 当社は、約款及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表及びホー

ムページ上にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第 37 条（管轄裁判所）

この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします

附則 約款は平成 25 年 12 月 21 日より施行します。